

平成 28 年第 8 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 28 年 8 月 22 日（月）

2 会議の場所

議会棟第 1 委員会室

3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

小野寺教育部長、及川理事兼学校教育課長、佐竹教育部次長兼生涯学習課長
佐藤庶務課長、大友文化・スポーツ課長、佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐
高橋主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 議事

議案第 25 号 名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 26 号 名取市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

議案第 27 号 名取市協働教育プラットフォーム事業推進協議会設置要綱の制定について

議案第 28 号 平成 28 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について

7 開会時刻

午後 1 時 30 分

8 会議の概要

武田委員長

只今より、平成 28 年第 8 回名取市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは日程第 1「前回会議録の承認」についてですが、7 月 29 日に第 7 回定例教育委員会がありまして、この会議録については皆さんのお手元に届いているかと思ひます。この内

容に各委員の方々からご質疑等ありましたらご指摘をお願いします。

全委員

質疑なし。

武田委員長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

続きまして、日程の第2、本日の「会議録署名委員」ですが、相原委員と芳賀委員を指名しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

日程第3「教育長報告」に入ります。(1)一般事務報告について教育長からご報告をお願いします。

瀧澤教育長

それでは資料は3ページになります。私からは特にございません。

各担当課から報告をさせていただきます。

武田委員長

はい、では庶務課からお願いいたします。

佐藤庶務課長

庶務課からは特にございません。

武田委員長

はい、では学校教育課お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

学校教育課から、2点お話しいたします。

3ページ10番の「名取市小学校理科実技研修会」についてです。名取市内の小学校教員の理科の授業力向上を目指して、仙台高専の先生方の協力をいただいて、仙台高専を会場として開催いたしました。当日は、各学校から24名の先生方の参加がありました。水の状態変化についての実験を行い課題解決していく、アクティブラーニングを体現した研修を行いました。研修会の成果を各学校で活かしていくことを期待するとともに、今後も継続して開催していく方向で考えております。

2つ目です。同じく3ページ11番の「新任ALT研修会」についてです。みどり台中学校、ゆりが丘小学校、那智が丘小学校を担当していたソピーナ・アーサー・エイ・ジュニアALTと、増田中学校、増田小学校、高館小学校を担当していたブラウン・セーラ・ジャスミンALTが帰国することとなりました。後任にはオーストラリアからバートレット・ポール・ブライアンALTとカナダからリーズ・テラン・カリサALTが着任しました。

以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

では生涯学習課お願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課からは1点のご報告をさせていただきます。

3ページ8番です。新宮市の招待で「土と水と緑の学校」に、小学生10人が参加をいたしました。7泊8日の行程で、生物観察やホエールウォッチング、カヌー、ハイキングなどを体験してきました。全員怪我もなく無事に帰ってきております。

この体験学校には3年生が6人、5年生が3人、6年生1人の内訳で参加しまして、今年度に関しては低学年の多い構成で、引率者が大変苦勞したとの報告を受けております。

次年度、来年度につきましては、もし招待があれば高学年の派遣を一応検討したいと考えております。

以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

では文化・スポーツ課からお願いいたします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課より1点ご説明いたします。

3ページ9番の8月6日(土)にグランディ21で開催されました「宮城ヘルシー2016 ふるさとスポーツ祭仙台管内大会」についてです。当日は、管内の13市町村からソフトボールやペタンクと6つの種目の競技に参加がありまして、名取市関係では増田グランドゴルフチームが参加しております。成績につきましては、参加者108名中、チームの1名が第1位となったほか、5位と7位に2名が入賞しております。

文化・スポーツ課からは以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

部長からご報告ございませんか。

小野寺教育部長

特にございません。

武田委員長

各委員よりこの報告についてご質疑等がございましたらお願いしたいと思います。

全委員

特になし。

武田委員長

余談になりますが、5番の「図+(とぶらす)ウィーク 2016・図書館放談--多賀城・名取・仙台、3図書館長が考える未来--」ですが、多賀城市と名取市と仙台市の図書館の館長が話し合いをするということで、興味がありましたので拝見してきました。

多賀城市は今年からツタヤの図書館と契約をして、新しい図書館づくりをしている。仙台市はメディアテークを中心に市民活動等もしている。名取市の図書館は今新しい図書館を模

索しているということで、各地域、各市民の抱えている課題をどのように図書館を通して解決していくかどうか、非常に面白く3人と話をしてきました。これからの図書館づくりの参考になるかと思えます。

それではご質問等ありませんので、承認としたいと思います。

では次に進みたいと思います。(2) 行事予定について教育長より説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

それでは資料は4ページ、5ページになります。私からは特にありません。

各課から報告をいたします。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは特にございません。

武田委員長

それでは学校教育課長お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

1点お話しします。

4ページ6番「幼・小・中2学期始業式」についてです。

夏季休業を終えて、今週金曜日には幼・小・中それぞれ始業式を迎えます。昨年度は熱中症による救急車搬送等の事故がありましたが、今年度は救急車搬送の報告はありませんでした。その他にも命にかかわるような大きな事故はなく、2学期を迎えることができそうです。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

では生涯学習課長お願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

1点ご説明をいたします。

4ページ16番から5ページ30番までになります。各地区で地区民体育大会を開催いたします。9月は7地区での開催になります。詳細につきましては、別紙にて皆さんに資料として差し上げておりますので確認願います。

以上です。

武田委員長

続きまして、文化・スポーツ課長お願いします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは特にございません。

武田委員長

では、部長からはありませんか。議会について特にありませんか。

小野寺教育部長

特に詳細な日程は決まっておりません。

武田委員長

今、行事予定について説明がありました各委員からはいかがでしょう。

先ほど生涯学習課長からいただいた資料はこれですか。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

はい、そうです。

武田委員長

秋の運動会、スポーツ大会、地区民体育大会等いろいろなイベントがありますが、よろしくお願いいたします。各委員いかがでしょうか。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ日程第3(2)行事予定について、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしということでございますので、行事予定につきましては原案のとおり承認といたします。

では次に進みたいと思います。日程第4の議事に入りたいと思います。

まず、議案第25号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を議題にしたいと思います。

では教育長より説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

それでは議案第25号ですが、資料では6ページと7ページ、それから本日配布いたしました議案第25号資料の新旧対照表になります。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、関係例規の整備を行ったところでありますが、一部改正漏れがありましたことから今回改正を行うものです。

改正の内容ですが「新教育長」については地方公務員法上の特別職となる為、教育長の任免、分限、及び懲戒に関することについては、教育委員会の権限の対象外となることから「教育長」の文言を削除するものであります。よろしくご審議をお願いします。

私からは以上ですが、庶務課から何かあればお願いいたします。

武田委員長

はい、お願いいたします。

佐藤庶務課長

庶務課からですが、ただいま教育長からご説明した内容で、特にこちらでの説明はございません。

以上であります。

武田委員長

法律改正に伴う旧規則を新しいものに変えるということですね。これにつきましては皆さんいかがでしょうか。今まで何回も説明がありましたかと思いますが。各委員何かございますか。

全委員

特にございません。

武田委員長

なければ議案第 25 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め承認といたします。

それでは次に進みます。議案第 26 号「名取市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」を議題といたします。教育長より説明お願いいたします。

瀧澤教育長

それでは議案第 26 号ですが、資料は 8 ページから 10 ページになります。本議案につきましては、先ほどと同じように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、名取市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例が制定されたところでありますが、これを受けて、教育長の職務専念義務に関する規則を新規制定するものであります。

規則の内容ですが、一般職の規則、名取市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定を準用したものとなっております。よろしくご審議をお願いいたします。

私からは以上ですが、庶務課からお願いいたします。

武田委員長

はい、庶務課長から。

佐藤庶務課長

はい。こちらの規則の制定につきましても、ただいま教育長より説明した内容で、特に補足の説明はございません。

以上です。

武田委員長

では、これも先ほどと同じく、法律の改正に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正ということですね。各委員、何かございますか。

全委員

特にございません。

武田委員長

なければ議案第 26 号「名取市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」は原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

では原案のとおり承認としたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第 27 号「名取市協働教育プラットフォーム事業推進協議会設置要綱の制定について」を議題にしたいと思います。では教育長より説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

それでは議案第 27 号ですが、資料は 11 ページから 13 ページとなります。本議案につきましては、これまで宮城県の委託事業として取り組んでまいりました「協働教育プラットフォーム事業」について、平成 28 年度から事業の効果的な運営と関係機関との連絡調整を図る為の推進協議会と、地域の課題解決に向けての明確な目標設定や効果測定、事業の評価検証を実施する為の評価検討委員会を設置することが義務付けられたことにより、要綱を制定するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

私から以上ですが生涯学習課からお願いいたします。

武田委員長

生涯学習課長お願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

それでは「名取市協働教育プラットフォーム事業推進協議会設置要綱の制定について」補足説明いたします。

要綱(案)につきましては 12 ページと 13 ページになります。協議会の設置の趣旨でございますが、先ほど教育長からもご説明をいたしました。この事業に対しては、平成 26 年度から県支出金として補助を受け、委託事業として「子育て・親育ち講座」や「子育てサポーター養成講座」等を開催してきました。

県からの補助金額は、平成 26 年度と 27 年度は約 40 万円。今年度は 70 万円の予算が示されております。この事業に関して講座等の実績の検証や、今後の企画・立案を協議していただく必要があるため設置しようとするものです。

要綱をご覧ください。第 1 条は協議会の目的等を謳い、第 2 条では協議事項内容を定めております。第 3 条は委員の構成で、1 号から 6 号までの社会教育関係の方々の委嘱・任命に関して示しております。第 4 条には任期、第 5 条と第 6 条では役員と会議概要を、第 7 条は協議会で委員以外の意見の聴取ができることを定めております。第 8 条は生涯学習課で庶務処理を行うこととし、第 9 条で委任事項について定めております。このような形で要綱を設置したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

武田委員長

各委員からご質問ございますか。要するに、県の方から補助金が交付されて、名取市としては年度単位、単年度単位でいろいろ計画案を練ってきている。それを今度は県にこのようになりましたと、結果を報告しなければならなくなり、このような会を設置して進んでいこうということですね。各委員何かございますか。

全委員

特にございません。

武田委員長

なければ議案第 27 号「名取市協働教育プラットフォーム事業推進協議会設置要綱の制定について」原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

設置の目的や会議に参加する委員の方々のすばらしい発想で、事業がうまく進むことを願っております。よろしくお願ひしたいと思います。

では、承認ということにしたいと思います。

次に進みたいと思います。議案第 28 号「平成 28 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について」を議題にしたいと思います。なお、これは人事案件ですので、名取市教育委員会会議規則第 7 条の規定に基づき秘密会議にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議録については、別途作成)

武田委員長

では本日の会議は以上であります。
以上で本日の会議を終了いたします。

午後 2 時 20 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 9 月 30 日

署名委員 _____

署名委員 _____